

「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」 策定懇談会開催要綱

（趣旨）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく都道府県基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、有識者からの意見聴取を図る。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

（会議事項）

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- （1）基本計画策定のための現状把握及び課題認識について
- （2）その他、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策について

（構成）

第3条 懇談会の構成員は、別紙1のとおりとし、構成員から座長を置く。

（守秘義務）

第4条 懇談会の構成員は、正当な理由がなく、有識者会議の会議事項を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議の期間）

第5条 会議の期間は、令和6年3月31日までとする。

附 則 この要綱は、令和5年10月18日から実施する。

(別紙1)「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)」
策定懇談会 名簿

長野県こども・家庭課

- 1 構成員数 5名(うち女性3名)
- 2 会議期間 令和6年3月31日まで

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
出澤 総子	有識者 (元りんどうハートなごの チーフコーディネーター)
岡本 かおり	学識経験者 (清泉女学院大学)
萱津 公子	学識経験者 (長野大学)
川瀬 勝敏	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟会長
宮下 正典	弁護士